

平成 29 年 2 月 28 日県営土地改良事業（ため池等整備事業（地域ため池総合整備））皿屋地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成 29 年 7 月 7 日

佐賀県知事 山 口 祥 義